

川崎地域調達情報

令和5年10月31日公表 調達番号：川23083号

件名：白灯油の購入【単価】（宮前警察署）

見積書提出期限：令和5年11月9日（正午） 見積書提出場所：調達課 調達グループ

| 項番 | 品名  | メーカー | 型番・規格    | 同等品の可否 | 数量    | 単位 | 納入期限                    | 納入場所   |
|----|-----|------|----------|--------|-------|----|-------------------------|--|
| 1  | 白灯油 |      | J I S 1号 | -      | 2,275 | L  | 契約締結日<br>～<br>令和6年3月22日 | 宮前警察署馬絹交番<br>ほか6交番<br>(川崎市宮前区馬絹6-10-26)<br>別紙仕様書のとおり |

特記事項

- 1 契約は予定数量による単価契約を締結するものであり、数量については増減の可能性がります。
- 2 見積金額は、1Lあたりの税抜きの単価とし、少数点以下第4位まで記載することができます。
- 3 見積書の余白部分に契約希望金額（見積金額の100分の110に相当する金額）を記載してください(1円未満の端数が生じた場合は、少数点第5位以下を切り捨て)。
- 4 注文の都度、指定する期日までに納入してください。また、発注は週1回（100L程度）とします。
- 5 代金請求は1ヶ月分を取りまとめ、翌月発注者あてに請求書を提出してください（請求額に1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨て）。
- 6 その他詳細は別紙「仕様書」のとおりとします。

## 仕様書

## 1 件名

白灯油の購入【単価】

## 2 業務内容

宮前警察署管内指定交番への白灯油の配送供給

## 3 契約期間

契約締結日から令和6年3月22日まで

## 4 購入予定数量

白灯油 JIS1号 2,275 L

※購入予定数量は、過去の実績等から積算したものであり、実際の購入数量については増減の可能性があります。

## 5 発注及び納入条件

- (1) 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
- (2) ミニローリーにより、各所備え付けの保管容器(18Lポリ缶)に配送供給すること。
- (3) 納品は原則として週1回、1回当たり100L程度とし、発注日から起算し、3日以内に納入すること。
- (4) 納入に当たっては、低公害車(神奈川県庁内グリーン配送実施指針2(4)に規定する「低公害車」をいう。)の使用及びエコドライブ(同指針2(5)に規定する「エコドライブ」をいう。)を実施すること。

## 6 納入場所

| 名称      | 所在地              | 納入方法 |
|---------|------------------|------|
| 馬絹交番    | 川崎市宮前区馬絹6-10-26  | 18L缶 |
| 鷺沼駅前交番  | 川崎市宮前区小台1-19-5   | 18L缶 |
| 蔵敷交番    | 川崎市宮前区菅生4-1-2    | 18L缶 |
| 神木交番    | 川崎市宮前区神木本町2-3-8  | 18L缶 |
| 宮前平駅前交番 | 川崎市宮前区宮前平1-11-2  | 18L缶 |
| 野川交番    | 川崎市宮前区西野川3-43-31 | 18L缶 |
| 有馬交番    | 川崎市宮前区有馬7-3-2    | 18L缶 |

## 7 納品書

納入の際は、各納入場所において納品書を発行し、必ず納入場所職員の受領印又は署名を受けること。納品書は納入場所職員へ提出すること。

- 納品書は、
- ・納品者の表示(住所、法人名等)
  - ・納品先の表示(宮前警察署長)
  - ・納品年月日
  - ・納品場所(交番名)
  - ・納品した物品等の名称・数量・単価(税込)・金額

を明記すること。

## 8 特記事項

- (1) 代金の請求は1か月分をとりまとめ、発注者の検査終了後、発注者あてに請求書を提出することにより行う。

なお、請求は、契約金額(税込単価)に1か月の納入数量を掛け、請求金額に1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切捨てるものとする。

- (2) 契約締結後において、天災地変その他の不測の事態に基づく経済情勢の変化等により契約内容が不適当と認められるに至った時は、その実情に応じ、発注者又は受注者は相手方と協議の上、契約単価、納入期間、その他契約内容を変更することができる。